

日本感染管理ネットワークロゴマークの使用規定

第1条（趣旨）

この規定は、日本感染管理ネットワーク（以下 ICNJ）のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定める。

第2条（形状）

ロゴマークは次のとおりとする。

色：青

形式：JPG 形式のみ

第3条（権利）

ロゴマークに関する一切の権利は、ICNJ に帰属する。

第4条（使用者）

ロゴマークを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) 法人会員
- (3) ICNJ 支部

第5条（使用の範囲）

ロゴマークの使用範囲は、以下のものとする。

- (1) 本会が発行する文書、印刷物、ホームページ、公開物および非営利の商品
- (2) 本会会員が、ICNJ の業務および教育、研究、講演活動における印刷物、公開物
- (3) ICNJ 支部が、支部活動に関連する印刷物、公開物および非営利の商品
- (4) その他、代表理事が認めるもの

第6条（使用申請）

- (1) 一般会員・法人会員は、ICNJ ロゴマーク使用申請書を作成し、ICNJ 事務局（icnj-post@as.bunken.co.jp）にメール添付にて送付する。
- (2) ICNJ 支部は、ICNJ ロゴマーク使用申請書を作成し、支部連携担当理事に送付する。
ICNJ 支部活動で継続的に使用する場合は、1年に1回申請する。
- (3) ICNJ 学術集会及び ICNJ 理事は、申請不要とする。
- (4) 使用の可否は ICNJ 理事会で審議ののち、使用が承認されたものには、メール添付にてロゴマークデータを送付する。なお、ICNJ 支部活動で使用する場合は、理事会での審議を省略できる。

第7条（使用料）

ロゴマークの使用料は無料とする。

第8条（禁止事項）

ロゴマークの使用に関する禁止事項は以下のものとする。

- （1）本学会の品位を傷つける、またはその恐れがある場合
- （2）特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合
- （3）申請書の内容に虚偽がある場合
- （4）許可なくデザインの改変およびロゴマークの一部分のみの使用
- （5）その他、ロゴマークの使用が適当と認められない場合

第9条（使用許可の取り消し）

ロゴマークを使用する者が、第8条に定める事項に抵触している場合には、ロゴマークの使用許可を取り消すものとする。

附則

本規程は平成29年6月24日より施行する。

令和7年10月6日改訂